

## 浜松市地域ケア会議設置運営要綱

### (目的)

第1条 市は、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うため、地域ケア会議を設置するものとし、その実施については「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (所掌事項)

第2条 地域ケア会議は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- 高齢者等の処遇困難個別ケースの支援方法の検討
- 前号の検討を通じた介護支援専門員に対するケアマネジメントの支援
- 高齢者の実態把握や支援体制づくりのためのネットワークの構築
- 個別事例に共通する課題分析等を通じた地域課題の発見
- 課題解決に必要な取り組みや事業の実施に関する意見聴取
- 前号に掲げるもののほか地域の実情に応じて必要と認められる事項

### (会議種別等)

第3条 地域ケア会議の会議種別、主催者、地域範囲、開催目的、機能及び開催頻度は、別表のとおりとする。

### (構成員等)

第4条 地域ケア会議の構成員は、次の各号に掲げる者のうち、主催者が事案の内容により任意に招集する。

- 医師、歯科医師、薬剤師、リハビリテーション専門職等医療関係者
- 民生委員
- サービス事業者連絡協議会関係者
- 介護支援専門員連絡協議会関係者
- 社会福祉協議会職員(コミュニティソーシャルワーカー含む)
- 訪問看護ステーション職員
- 地域包括支援センター職員
- 在宅医療・介護連携センター相談窓口職員
- 生活支援コーディネーター
- 自治会関係者

市職員

前号に掲げるもののほか主催者が必要と認める者

- 2 第1項第1号及び第3号から第6号の構成員は、あらかじめ所属団体の推薦を受けるものとし、同項第7号の構成員は、あらかじめ所属事業所の推薦を受けるものとする。同項第2号の構成員は、会議開催の都度所属団体の推薦を受けるものとする。
- 3 別表のうち、市地域ケア推進会議の構成員は、浜松市地域包括支援センター運営協議会委員をもって充てる。

(会議)

第5条 地域ケア会議は、主催者が必要に応じ随時招集し、会議を進行する。

- 2 主催者は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 地域ケア会議の出席者は、介護保険法第115条の48第5項に基づき、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委任事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の設置及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

会議種別	主催者	地域範囲	開催目的（ ）	機能	開催頻度
個別ケースケア会議	地域包括支援センター	地域包括支援センター担当区域	第2条第1号から第3号まで及び第6号	個別課題の解決 支援ネットワーク構築 地域課題の発見	随時
個別ケースケア会議 <u>自立支援型地域ケア会議</u>	区長寿保険課	行政区域（複数の区の同時開催可）		個別課題の解決 支援ネットワーク構築 地域課題の発見	2～3回/区
個別ケースケア会議 <u>生活援助の訪問回数が多いケアプランの検証</u>	介護保険課	行政区域（複数の区の同時開催可）		個別課題の解決 支援ネットワーク構築 地域課題の発見	随時
圏域ケア会議	地域包括支援センター	日常生活圏域	第2条第2号から第4号まで及び第6号	支援ネットワーク構築 地域課題の発見 地域づくり・資源開発	随時
区ケア会議	区長寿保険課	行政区域	第2条第3号から第6号まで	支援ネットワーク構築 区の課題の把握 地域づくり・資源開発・事業に関する意見聴取	随時
市地域ケア推進会議	高齢者福祉課	全市域	第2条第4号から第6号まで	支援ネットワーク構築 市の課題の把握 地域づくり・資源開発・事業に関する意見聴取	随時